

高齢者・障害者・子育て世帯にかかる居住の安定を推進・支援するプロジェクトのうち、ハード・ソフト面で先導性が高いものを対象として、内容について個々に評価委員会の評価を受け、その結果に基づいて国が選定するプロジェクトに対して助成をおこなうもの。

1. 提案事業の種類と補助率等

提案事業は、「高齢者等の住まい」又は「高齢者等の住まいと住まいに居住する高齢者等向けの生活支援・介護サービス、子育て支援サービス等の提供」に関する内容を含み、高齢者等が安心して生活することができる住まいづくり又はまちづくりにつながる内容のものであって、次の①から③に掲げる事業のいずれか又はこれらを組み合わせたものとします。

- ① **住宅**及び高齢者等の居住の安定確保に資する**施設**（建築設備を含む。）の**整備**（新築、取得又は改修。）

【補助率等】

- ・住宅及び高齢者の交流施設等の整備費（補助率：新築等1／10、改修2／3）
- ・設計費（補助率：2／3）

- ② 高齢者等の居住の安定確保に関する**技術の検証**（先導的な提案に係る居住実験・社会実験等）

【補助率等】

- ・居住者実験、社会実験等の技術の検証に要する費用（補助率：2／3）

- ③ 高齢者等の居住の安定確保に関する**情報提供及び普及**（展示用住宅の整備、展示用模型の作成、その他の情報提供及び普及）

【補助率等】

- ・選定提案に係る情報提供及び普及に要する費用等（補助率2／3）

2. 提案事業の要件

- ① 先導的な高齢者等向けの住まいに関する技術・システム等の導入や高齢者等向けの生活支援・介護サービス、子育て支援サービス等が効率的・効果的に提供される住まいづくり・まちづくりに関する取組み等、高齢者等の居住の安定確保に資する提案や創意工夫を含むものであること
- ② 公開等により、高齢者等の居住の安定確保に資する住まいづくり・まちづくりの推進上効果を高めるための情報公開を行うものであること
- ③ 平成25年度中に事業に着手するものであること